

4 日 獣 発 第 150 号

令 和 4 年 9 月 27 日

地 方 獣 医 師 会 会 長 各 位

公 益 社 団 法 人 日 本 獣 医 師 会

会 長 藏 内 勇 夫

(公印及び契印の押印は省略)

**家畜における遠隔診療の積極的な活用に係る
家畜の動物用医薬品の取扱について**

このことについて、令和4年8月16日付け4消安第2457号をもって農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から、別添のとおり通知がありました。

先般、「家畜における遠隔診療の積極的な活用について（3消安第4800号令和3年12月15日付け農林水産省消費・安全局通知）」において、積極的に活用するための留意事項が通知され、本会からも令和4年1月12日付け3日獣発第275号にて同様の通知を施行いたしました。

このたびの通知は、先般発出された獣医師の診療に基づく指示等の家畜の動物用医薬品の取扱について、改めて内容を整理した旨、周知依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当 山本・守尾

TEL 03-3475-1601